

6 ダイオキシン類対策特別措置法の規定による届出

令和8年4月1日現在

根 拠 法 令	ダイオキシン類対策特別措置法 (第12条等)	担当課	水・大気環境課 生活環境係 0742-27-8734
		担当係	水環境係 0742-27-8737
制度の概要	ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壤に係る措置等を定める。		
目 的	国民の健康の保護を図ることを目的とする。		
対 象 地 域	県内全域		
規 制 内 容	1 ダイオキシン類対策特別措置法2条2項(ダイオキシン類対策特別措置法施行令1条)に規定する特定施設を設置又は変更する場合、その工事に着手する60日前までに知事(奈良市内の特定施設は奈良市)に届出が必要 2 適用除外 同法35条1項に規定する施設等		
許可等の基準	ダイオキシン類対策特別措置法8条(ダイオキシン類対策特別措置法施行規則1条の2)に定める排出基準による。		
手続のフロー図	ダイオキシン類対策特別措置法の規定による届出 <pre> graph TD A[届出者] --> B[事前手続き ※1] B --> C[届出] C --> D[保健環境研究センター] C --> E[奈良市 ※2] D --> F[水・大気環境課] E --> F F --> G[審査] G --> H[実施制限(60日間)] G --> I[計画変更命令等] H --> J[届出者] I --> K[届出者] J --> L[着工] K --> L </pre> ※1 計画段階で水・大気環境課に事前協議が必要 ※2 奈良市内の事業場については奈良市に届出		